

樹木剪定業務内容

1 委託業務の場所

飛島村竹之郷五丁目43番地

飛島村敬老センター及び健康の森公園

2 委託業務の内容

(1) 剪定

常緑樹	幹周30m未満	119本
	幹周30m～60m	77本
	幹周60m～90m	33本
	幹周90m～120m	7本
落葉樹	幹周30m未満	25本
	幹周30m～60m	43本
	幹周60m～90m	23本
	幹周90m～120m	12本
	幹周120m～150m	2本
	幹周150m～180m	1本
針葉樹	幹周180m～210m	1本
	幹周210m～240m	1本
	幹周30m未満	50本
	幹周30m～60m	5本
寄植え	幹周60m～90m	1本
	1.5m未満	789㎡
生垣	1.5m以上	100m
松		13本

樹木剪定は年1回12月までに行い、剪定枝等は、完全に回収し、周辺の清掃保持に努めるとともに、隣地等に剪定枝が落ちないように注意すること。

(2) 防除 4,800㎡

防除は年1回6月から12月までに行うこと。

散布日時については、事前に報告すること。

(3) 除草

法面	$1,600\text{m}^2 \times 3\text{回} = 4,800\text{m}^2$	(草刈機)
芝桜植栽帯	$1,073\text{m}^2 \times 5\text{回} = 5,365\text{m}^2$	(手取り)
その他植栽帯	$122\text{m}^2 \times 5\text{回} = 610\text{m}^2$	(手取り)

法面の除草は年3回6月から12月までに行うこと。

芝桜植栽帯の除草は年5回行うこと。雑草を手作業で除草し、芝桜の景観を保つこと。

除草時期については、事前に相談すること。

(4) 処分

剪定枝等はすべて発注者が指定する場所へ搬入すること。業務完了後、剪定枝等を搬入したことが分かる写真を報告書に添付すること。

3 報 告

作業日時について、各施設担当者と事前協議のうえ、決定すること。

委託業務実施後の報告は、定められた様式により報告すること。

その際に管理樹木（樹木の種類、数、幹周、面積等）の一覧表を作成し提出すること。

事故等発生の場合は、速やかに報告し指示を受け処理するとともに書面にて詳細を記し報告書を作成すること。

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と請負者が協議の上、決定する。